

発議第4号

イスラエル・パレスチナの武力闘争に対し平和的解決を求める決議

廿日市市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出する。

令和6年9月26日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者 廿日市市議会議員 中 島 康 二

賛成者 〃 坂 本 和 博

〃 〃 水 野 善 丈

〃 〃 広 畑 裕一郎

〃 〃 林 忠 正

〃 〃 山 田 武 豊

〃 〃 岡 本 敏 博

(提案理由)

令和5年10月に発生し、今なお続いているイスラエル・パレスチナの武力闘争に対し平和的解決を求める決議を行うことについて議会の議決を求めるものである。

イスラエル・パレスチナの武力闘争に対し平和的解決を求める決議
(案)

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、イスラエル、パレスチナ双方の市民の人命が深刻な危機的状況にさらされており、特にパレスチナ自治区ガザ地区の子どもたちに大きな犠牲が生じている。

イスラエル・パレスチナ問題は、これまでの長い歴史から状況が複雑化し、過去にも幾度となく武力衝突が生じており、国際連合等も停戦調停に取り組んでいるものの、武力紛争は継続し他国をも巻き込んだ紛争拡大につながりかねない。

いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は、断じて正当化できるものではない。

よって、世界恒久平和の実現を願う本市議会は、全ての当事者による国際人道法を含む国際法の遵守、人質の即時解放及び人道状況の改善を行い、一日も早い平和的解決を強く求める。

また、政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、停戦に向けた適切な外交努力を積極的に講じるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

広島県廿日市市議会

発議第 5 号

国による学校給食費無償化を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	隅 田 仁 美
賛成者	〃	梅 田 洋 一
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	向 井 恵 美
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	枇杷木 正 伸
〃	〃	徳 原 光 治

国による学校給食費無償化を求める意見書（案）

今年には学校給食法施行から70年となる。少子化対策につながる子育て世帯の負担軽減策として学校給食の無償化に取り組む自治体が増えている。

学校給食費無償化により、これまで学校業務であった給食費の徴収・管理業務が無くなり、教職員の負担軽減などの働き方改革にもつながるとされている。

学校給食法第1条において、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされている。

現在、各自治体で様々な取組が進められているが、共通する課題は、地域格差の是正と制度の持続性を担保するための財源確保である。

学校給食の意義を考えれば、自治体の判断や財政状況によって差が生じたり、事業の継続性が損なわれることは望ましくない。

国は昨年3月に「こども・子育て支援加速化プラン」において、学校給食の無償化に向け、全国ベースでの学校給食の実態調査を進め、課題を整理しているところであるが、国による全国一律での学校給食費無償化を早期に決定すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を要望する。

記

1. 今なお、学校給食食材の高騰が継続している中、学校給食を安定的に提供するため、自治体が実施する学校給食への支援について、財政措置を講じること。
2. 学校給食法を改正するとともに、財政措置を講じて国の責任において学校給食の無償化を進めること。

3. 学校給食費軽減策を実施する各自治体に対して、無償化へ向けた国による恒久的な財政支援が行われるまでの間、地方創生臨時交付金の継続や新たな交付金の創設等により、その支援の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	額 賀 福志郎
参議院議長	尾 辻 秀 久
内閣総理大臣	岸 田 文 雄
総務大臣	松 本 剛 明
財務大臣	鈴 木 俊 一
文部科学大臣	盛 山 正 仁
内閣府特命担当大臣（こども政策）	加 藤 鮎 子